

教育行政の抜本的改革に向けての内部調査要領

平成20年7月29日
大分県教育委員会

1 基本的な考え方

「教育行政の抜本的な改革について」（平成20年7月16日 大分県教育委員会決定）に基づき、行政機関として事件の事実関係やその背景を調査・究明し、今後、二度とこのような事態が生じないように、①選考試験の見直し、②公正・透明な教育委員会組織の再生に向けた、組織の抜本的な見直しと公正で透明性の高い人事管理、職員の意識改革、③不正な方法による採用が確認された者等については採用を取り消すなどの措置を行うため、基本的な方針を定める。

2 組織

- (1) プロジェクトチーム（PT）を総務審議監を含め7名のメンバーで構成
- (2) 調査の信頼性を確保するため、調査から再発防止策まで全般にわたるチェックやアドバイスをを行う民間有識者をPTの顧問として加える。

民間有識者

- ①弁護士：法律事項に係るアドバイス
- ②大分県高等学校PTA連合会会長：教育を受ける側から見た意見の提案

3 調査内容及び方法

- (1) 採用に係る実態調査

対象：過去10年間の人事担当者及び教育事務所所長・次長並びに教育委員会事務局の課室長、地方教育機関の長（退職者を除く） 約100名

内容：①採用・登用選考等に係る不正行為の有無
②不正行為の事実関係とその背景

→（意見聴取）再発防止に向けた試験のあり方、組織体制の見直し、人事管理のあり方

⇒ 不正行為への関与が疑われる者は、後日、事情聴取

方法：聴き取り調査

- (2) 校長・教頭の登用に係る実態調査

対象：小・中・県立学校の校長・教頭全員 約1070名

内容：①登用・採用選考に係る不正行為の有無
②不正行為の事実関係とその背景

⇒ 不正行為への関与が疑われる者は、後日、事情聴取

方法：文書による調査

（署名捺印のうえ総務審議監あて親展で返送）

- (3) 不正な方法により教員に採用された者等の確認

捜査当局の協力を待って、パソコンによる改ざんデータなどの分析及び上記の採用に係る不正関与の調査結果などから確認

注1 「(3) 不正な方法により教員に採用された者等の確認」については、調査・確認作業の進捗により、最終まとめは9月以降になることも予想される。

注2 調査の透明性・公正性・厳格性を確保するため、教育委員・顧問が調査に立会

4 調査結果のまとめ

- (1) 採用に係る実態調査
 - ①事実関係の解明
 - ②原因と背景の分析
- (2) 校長・教頭の登用に係る実態調査
 - ①事実関係の解明
 - ②原因と背景の分析
- (3) 不正な方法により教員に採用された者等の確認

5 行政処分と再発防止策

- (1) 行政処分
 - ①本人及び管理監督者の懲戒処分、分限（降任）処分等
 - ②不正な方法により採用された者の採用取消等
- (2) 再発防止策
 - ①採用選考試験の検証と更なる改善、校長・教頭等の登用選考の抜本的見直し
 - ②公正透明な教育委員会組織の再生（組織の見直し、職員の意識改革）

(参 考)

- 7月25日（金） ○臨時教育委員会開催（教育行政改革PT設置決定）
- 7月29日（火） ○臨時教育委員会開催（内部調査要領の決定）
- 7月30日（水） ○聴き取り調査開始
- 近日中 ○小・中・県立学校の校長・教頭に調査票を配布
- 8月末 ○臨時教育委員会開催（「調査結果」、「行政処分」及び「再発防止策」の決定）→記者発表
○行政処分は県教育委員会の「懲戒処分等の公表基準」により公表